

モノづくり・ラグビーのまち



公共サインガイドライン

目次

はじめに	1
背景と目的	1
本ガイドラインの位置づけ	1
第 1 章 公共サインの考え方	2
第 1 節 公共サインの定義	2
第 2 節 公共サインの種類	2
第 3 節 適用範囲	2
第 4 節 基本方針	3
第 2 章 設置方針	4
第 1 節 設置の考え方	4
第 2 節 設置基準	4
第 3 節 重点区域	5
第 3 章 サインデザイン	6
第 1 節 サインデザイン基本事項	6
第 1 項 色彩	6
第 2 項 言語表記	6
第 3 項 文字	6
第 2 節 重点区域のサインデザイン	6
第 1 項 サインデザインの形態	6
第 2 項 サインデザインの配色	7
第 3 項 サインデザインの共通事項 1	7
第 4 項 サインデザインの共通事項 2	8
第 5 項 サインデザイン	8～15
第 3 節 一般区域のサインデザイン	16
第 1 項 サインデザインの形態	16
第 2 項 サインデザインの配色	16
第 3 項 サインデザインの共通事項	16
第 4 項 サインデザイン	17～25
第 4 節 ピクトグラムについて	26～27
第 4 章 公共サインのメンテナンスと管理	28
第 1 節 公共サインの構造	28
第 2 節 メンテナンスと管理	28
第 5 章 公共サインの周知と推進	29
第 1 節 公共サインの統一	29
第 2 節 公共サインを継続するために	29
市が新たに施設を建設する場合の公共サイン設置の考え方	30
事務の流れ（所管が複数にわたる誘導サイン等の場合）	31
第 3 節 公共サインの利活用について	32

はじめに

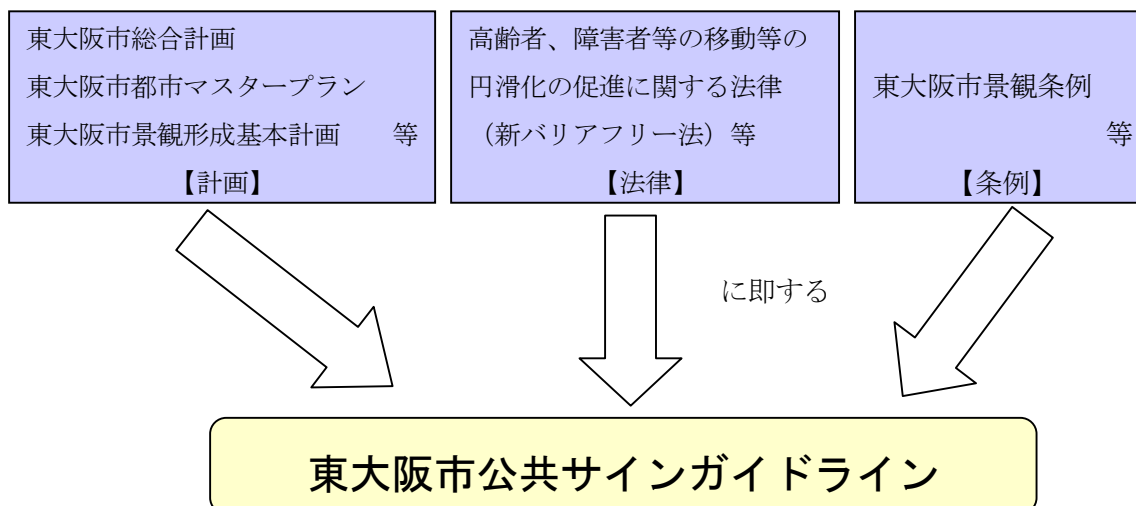
東大阪市では、公共サインについて従前より公共サイン設置基準等により基準を定めていましたが、デザインに関する細かい基準は定めていませんでした。そこで、公共サインのデザインを含めた基準を定める東大阪市公共サインガイドラインを作成しました。本ガイドラインは、景観に配慮した東大阪らしい公共サインの実現をめざす指針とします。

背景と目的

公共サインの主な目的として、市民やまちを訪れた人が容易に施設に訪れることができるようになること等があります。それに加え、公共サインは街の景観を構成する重要な要素の一つです。東大阪市では、平成26年に東大阪市景観条例（以下、「条例」という。）を制定し、市の責務として「良好な景観の形成に関し先導的な役割を果たすよう努めなければならない。」（条例第3条第4項）と規定しており、公共サインについても街並みの景観形成において先導的な役割を果たすことが求められています。

また、ラグビーワールドカップを2019年に東大阪市花園ラグビー場で開催することが決定し、国内のみならず諸外国からもたくさんの来客が見込まれます。統一感のとれた公共サインを設置することにより、訪問者の利便性の向上を図るとともに街並みに良好な景観の形成を誘導するため、本ガイドラインを策定するものです。

本ガイドラインの位置づけ



第1章 公共サインの考え方

第1節 公共サインの定義

公共サインとは、施設への案内や誘導、情報の提供を目的とする標識、地図、案内誘導板等を公的機関（国、府、市および公共交通事業者）が設置するものです。

第2節 公共サインの種類

1. 案内サイン

地図に街区、施設等の所在を表示するもの

（主に駅頭、主要な公的機関の施設、交差点等に設置します。）

2. 誘導サイン

施設までの現在地点からの距離、方向、及び記名サインが設置された場所までの距離等を表示するもの

（目的地に至る歩行者道路等の歩行者の動線に設置します。）

3. 記名サイン

施設の名称等を表示した看板で、来訪者等に目的物に到達したことを表示するもの

4. 説明サイン

施設・資源等の解説を表示するもの

※ 事故防止の為の規制、警戒等の注意喚起を行う「規制サイン」も公共サインの一つですが、本ガイドラインでは適用しません。

第3節 適用範囲

【ガイドラインのすべてを適用するもの】

歩行者を対象にしたもので、市が設置する上記1から4の種類サイン

※ただし、市が設置するもので、特定の人を対象にした施設や、建築物や周囲の環境と調和した景観を実現するために独自のデザインを希望する場合は、景観部局と協議の上で、第3章サインデザインについての適用を除外することができます。

【第3章のサインデザインについて推奨するもの】

- ・市以外の公的機関が設置するもの

【本ガイドラインの適用を除外する主なもの】

- ・法令等に基づき設置するもの
- ・車両を対象に設置するもの（道路標識等）
- ・電柱に設置するものまたはデジタル等で表示されるもの

第4節 基本方針

公共サインを設置するにあたり下記の方針に基づいて行うものとします。

1. 全ての人に対して安全でわかりやすいサインとする

公共サインは子供、高齢者、障害者、外国人など全ての人に対し安全でわかりやすいサインでなければなりません。

第一に、安全なサインとするため、子供や障害者等の歩行の妨げとならないよう設置場所について配慮しなければなりません。

第二に、わかりやすいサインとするため、文字の大きさに配慮し、可能な限り多言語で標記するものとします。また、文字だけでなく絵図の表示を加えることによりわかりやすいものとなるため、できるだけピクトグラムを併用するものとします。さらに色については、高齢者や色覚障害がある方に配慮したものとするため、地色と文字や絵図等はマンセル記号明度差を5以上確保するものとします。また、必要に応じて文字や矢印、ピクトグラムに白か黒で縁取りをする工夫をすることとします。

2. 景観に配慮したものとする

公共サインは、景観形成における重要な要素となっています。

東大阪らしい良好な景観形成を実現するため、公共サインの設置位置に配慮し、デザインは東大阪らしさを取り入れ、統一感のとれたものとします。

また公共サインは、周囲の景観に合わせたものでなければなりません。例えば、駅前に設置するサインは、駅に着いた人がそれを見て施設へ迷うことなく到達できるように、はっきりとした色のわかりやすいサインにする必要があります。他方で、閑静な地域では、目立つ色のサインは周囲の景観を損なう可能性があります。そこで地域の景観と調和したサインを選択し、景観という側面にも配慮する必要があります。

3. 管理・メンテナンスを考慮する

公共サインは設置すればそれで終わりではなく、サイン設置後に施設の名称変更等が生じることがあるため、定期的なメンテナンスが必要です。また、汚れや破損などには早急に対応できるようにしなければなりません。したがって、公共サインの素材は、入手が容易で管理しやすいものとします。

このように将来を見据え、管理・メンテナンスについて設計段階から考慮する必要があります。

第2章 設置方針



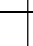
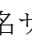
第1節 設置の考え方

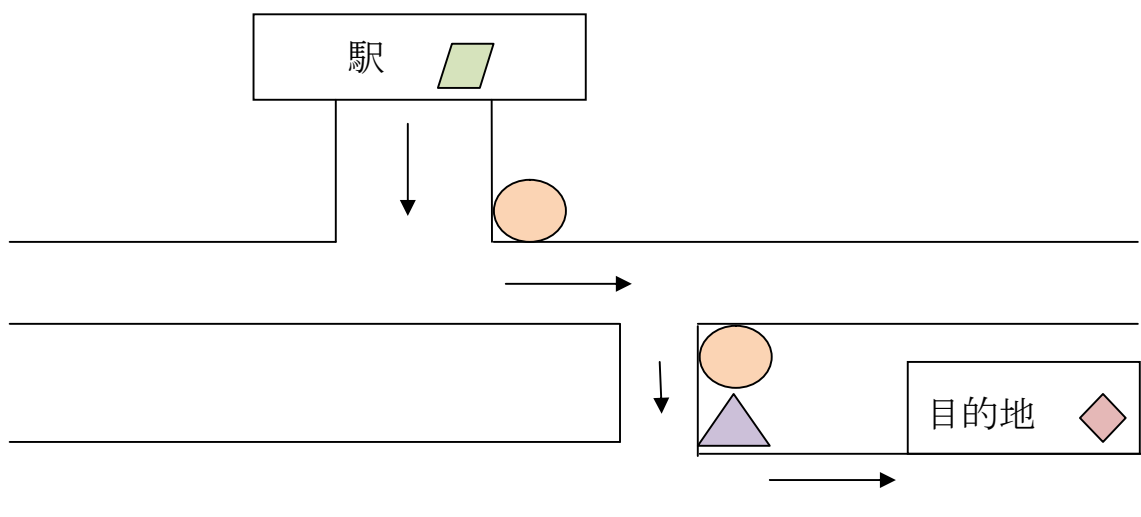
駅前広場等から目的とする施設に迷うことなく到達できるよう歩行者の動線を意識し、目的地まで連続的に情報を提供するための拠点となる場所、分岐点、目的地に公共サインを設置するものとします。

市が新たに施設を建設する場合、その施設の所管課は公共サインを設置するものとします。その際、近くに既存の公共サインがあれば改修し、活用するものとします。また、既存施設についても計画的に公共サインを設置するよう努めなければなりません。

第2節 設置基準

駅前等に主要拠点サインを設置し、目的となる施設までの歩行者の動線の分岐点ごとにサインを設置し、主要交差点には中拠点サイン、目的地の近くの交差点には小拠点サインを設置し、到達した地点には目的地サインを設置します。

主な設置場所	設置するサイン	下図の記号	サインの種類
駅前広場等	主要拠点サイン		案内サイン
↓	↓		↓
主要交差点	中拠点サイン		案内サインまたは誘導サイン
↓	↓		↓
(目的地近くの) 交差点	小拠点サイン		誘導サイン
↓	↓		↓
目的地	目的地サイン		記名サイン



第3節 重点区域

以下の点に該当する区域を、重点区域と定めることができるものとします。

- ① 公的機関の施設が密集している地域
- ② 多くの訪問者が見込まれる地域

東大阪市では、「ラグビーのまち東大阪」を諸外国や国内からの訪問者にアピールするため、東大阪市花園ラグビー場周辺の下記の図に示した区域を積極的に整備を推進する区域（重点区域）とします。下記の重点区域のサインデザインは、一般区域よりラグビーを意識したものとします。

(近鉄けいはんな線) 吉田駅↓



赤で示した道路またはそれに囲まれた区域を「重点区域」とします。

←産業道路(府道大阪枚岡奈良線)



(近鉄奈良線) 東花園駅→

積極的に整備を推進する区域

⇒サインデザインも独自のものとします。

第3章 サインデザイン

第1節 サインデザイン基本事項

第1項 色彩

公共サインに使用する色彩は、見やすさ、景観（まちなみ）と環境に配慮した色を選択します。既存のまちなみを損なうことなく調和を図るものとします。

第2項 言語表記

原則として横書きで、上段に日本語、続いて英語、韓国・朝鮮語、中国語の多言語表記とします。

第3項 文字

公共サインに表示する文字は、読みやすく判読性と可読性の高い書体である「角ゴシック体」を基本としたUD（ユニバーサルデザイン）書体を使用します。使用する文字の書体は、下記のものとなります。

	書体名称
和文	ヒラギノ UD 角ゴ PRO (W5 または W6)
欧文・数字	Frutiger (65 Bold) 等のサンセリフ系書体
韓国・朝鮮語	SDゴシックNeo等のゴシック体
中国語	ヒラギノ角ゴ簡体中文 (W6)

※書体のウェイト(W)は用途に応じて使い分けることがのぞましい

第2節 重点区域のサインデザイン

第1項 サインデザインの形態

重点区域のサインデザインは、ラグビーを意識した独自のデザインとします。また形態は、ラグビーのゴールポストを模したものとします。

支柱の脚の部分は膨らみを持たせた形状とします。

ゴールポストを模した支柱には、ラグビーのまちである東大阪市をアピールするため、CITY OF RUGBY “HIGASHIOSAKA” という英文を入れます。

第2項 サインデザインの配色

サイン本体に使用する色は、重点区域にあるラグビー場の芝の色から連想される「緑色」とします。

緑色：マンセル記号 10GY 4/8 (近似)
日本塗装工業会番号 39-40P



支柱の脚の部分及び CITY OF RUGBY “HIGASHIOSAKA” の色は「茶色」とします。

茶色：マンセル記号 5YR 4/4 (近似)
日本塗装工業会番号 15-40H



支柱の色は「白色」とします。

白色：マンセル記号 N9.5 (近似)
日本塗装工業会番号 N-95



誘導サインポール型 (D型) は、こげ茶色も可とします。

こげ茶色：マンセル記号 5YR 3/2 (近似)
日本塗装工業会番号 15-30D



第3項 サインデザインの共通事項1

重点区域のサインには、市のキャラクターである「トライくん」を使用します。

「案内サイン」には、案内開始の意味を持たせるため「キックするトライくん」を配します。

「誘導サイン」には、「走るトライくん」を配します。ただし、ピクトグラムが入るサインは除きます。

「記名サイン」には、目的地到達を意味する「トライするトライくん」を配します。



キックするトライくん



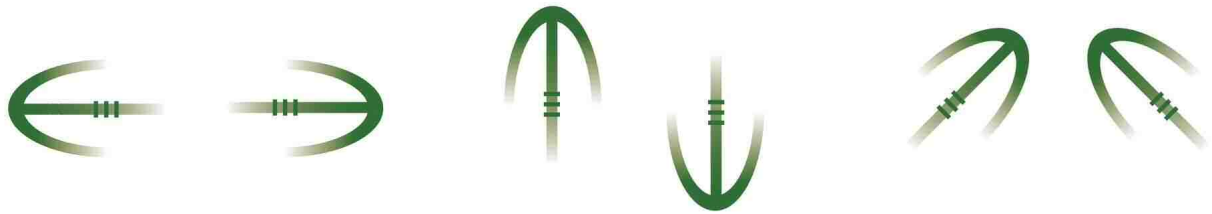
走るトライくん



トライするトライくん

第4項 サインデザインの共通事項2

重点区域に使用する案内サインと誘導サインに使用する矢印は、ラグビーボールをイメージしたデザインの矢印を使用します。



ラグビーボール状の矢印

第5項 サインデザイン

重点区域における案内サイン（A型）、誘導サイン（A、B、C、D型）、記名サイン（A型）の具体的なデザインを以下に示します。また説明サインについては具体的なデザインは定めていませんが、基準を設けています。

案内サインA型（A-1、A-2、A-3）

- ・重点区域の案内サインは、大、中、小を標準とする。
- ・左上に「情報」を示すピクトグラムを表記し、その下に地図を配置する。
- ・地図は中心に設置場所がくるように配し、縮尺は2500分の1とする。
- ・地図の横または下に凡例を示す。
- ・板部分（地図、誘導施設名称等）については、公共施設の追加変更を想定し、取り外し可能な素材、構造とする。
- ・案内サインA型には、「キックするトライくん」のイラストを入れる。
- ・A-1の周辺案内図は、地図、誘導施設名称、施設までの距離、施設の写真を入れる。
- ・A-2は、横幅をA-1よりも狭くしたもので、施設の写真は入れない。
- ・A-3は、横幅600mmとなるため凡例は地図の下部に位置する。

案内サイン A 型 (A-1)



案内サイン A 型 (A-2)



案内サイン A 型 (A-3)



誘導サインA型（A、A'）

誘導サインA型の背景色は、ラグーシャツのボーダー柄をイメージした緑色と白色を交互に配置するデザインとする。

A 歩道上に設置する場合：道路占用許可基準によりサインの最下端と路面との距離は原則 2,500mm 以上とする。

A' 植樹帯等（歩行者の通行の妨げにならない場所）に設置する場合：サインの最下端と路面との距離は 1,500mm 以上とする。



誘導サインB型

誘導サインB型は、背景色を緑色とする。

板部分の形態は四角とするが、白で色付けし、コーナー部分はラグビーボールをイメージした弧を描くデザインとする。



誘導サインC型

誘導サインC型は、背景色を緑色とする。誘導サインC型には、「走るトライくん」のイラストを入れる。さらに、現在地がわかる位置図を配置する。



誘導サイン D型 (D-1、D-2、D-3)

周囲の景観に配慮し、3種類(3色)のD型誘導サインから選択する。誘導サインD型には、「走るトライくん」のイラストを入れる。誘導サインD型のデザインは、四角柱の上部に四面ともラグビーボールをイメージした、金色または銀色のレリーフまたはイラストが入った形状とする。

D-1: 緑色 D-2: 白色 D-3: こげ茶色



記名サイン A 型

記名サイン A 型は、背景色を緑色とし、「トライするトライくん」のイラストを入れる。



説明サイン

説明サインは、周囲の景観に調和したものとする。

第3節 一般区域のサインデザイン

第1項 サインデザインの形態

サインデザインの形態はラグビーのゴールポストを模したものとします。

支柱の脚の部分は膨らみを持たせた形状とします。

ゴールポストを模した支柱には、ラグビーのまちである東大阪市をアピールするため、CITY OF RUGBY “HIGASHIOSAKA” という英文を入れます。

第2項 サインデザインの配色

サイン本体、支柱の脚の部分及び CITY OF RUGBY “HIGASHIOSAKA” に使用する色は、「青色」とします。

青色：マンセル記号 5PB 4/10 (近似)

日本塗装工業会番号 75-40T



支柱の色は「白色」とします。

白色：マンセル記号 N9.5 (近似)

日本塗装工業会番号 N-95



誘導サインポール型（D型）は、こげ茶色も可とします。

こげ茶色：マンセル記号 5YR 3/2 (近似)

日本塗装工業会番号 15-30D



第3項 サインデザインの共通事項

一般区域のサインには、市のキャラクターである「トライくん」を使用します。

「案内サイン」には、案内開始の意味を持たせるため「キックするトライくん」を配します。

「誘導サイン」には、「走るトライくん」を配します。ただし、ピクトグラムが入るサインは除きます。

「記名サイン」には、目的地到達であることを意味する「トライするトライくん」を配します。

第4項 サインデザイン

一般区域における案内サイン（A型）、誘導サイン（A、B、C、D型）、記名サイン（A型）の具体的なデザインを以下に示します。また説明サインについては、具体的なサインデザインは定めていませんが、基準を設けています。

案内サイン A型（A-1、A-2、A-3）

- ・一般区域の案内サインは大、中、小を標準とする。
- ・左上に「情報」を示すピクトグラムを表記し、その下に地図を配置する。
- ・地図の横または下に凡例を示す。
- ・地図は中心に設置場所がくるように配し、縮尺は2500分の1とする。
- ・板部分（地図、誘導施設名称等）については、公共施設の追加変更を想定し、取り外し可能な素材、構造とする。
- ・案内サインA型には、「キックするトライくん」のイラストを入れる。
- ・A-1の周辺案内図は、地図、誘導施設名称、施設までの距離、施設の写真を入れる。
- ・A-2は、横幅をA型よりも狭くしたもので、施設の写真は入れない。
- ・A-3は、横幅600mmとなるため凡例は地図の下部に位置する。

案内サイン A 型 (A-1)



案内サイン A 型 (A-2)



案内サイン A 型 (A-3)



誘導サインA型 (A-1、A'-1、A-2、A'-2)

歩道上に設置する場合：

道路占用許可基準よりサインの最下端と路面との距離は原則 2,500mm 以上とする。

A-1 の背景色は、ラグーシャツのボーダー柄をイメージした青色と白色を交互に配置するデザインとする。

A-2 の背景色は、すべて白色とする。

A'-1、A'-2

植樹帯等（歩行者の通行者の妨げにならない場所）に設置する場合：

サインの最下端と路面との距離は 1,500mm 以上とする。

A'-1 の背景色は、ラグーシャツのボーダー柄をイメージした青色と白色を交互に配置するデザインとする。

A'-2 の背景色は、すべて白色とする。

背景色は、設置環境にあわせて選択する。



誘導サインB型 (B-1、B-2)

誘導サインB型は、配色を青色 (B-1)と白色 (B-2)から選択する。

B-1の背景色は、青色とする。

B-2の背景色は、白色とする。



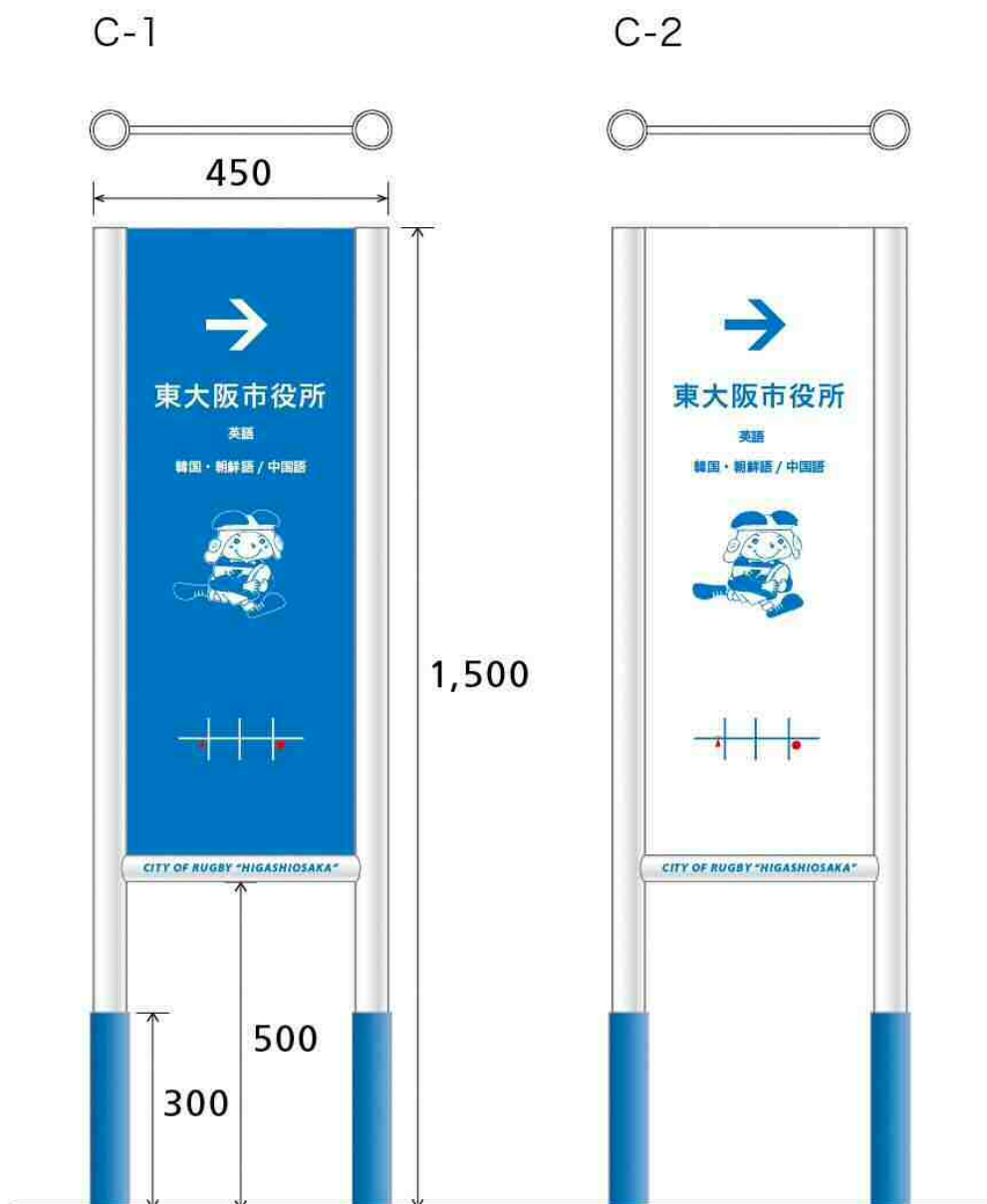
B-2



誘導サインC型 (C-1、C-2)

誘導サインC型は、周囲との景観に配慮し、背景色を青色または白色から選択する。

誘導サインC型には、「走るトライくん」のイラストを入れる。さらに、現在地がわかる位置図を配置する。

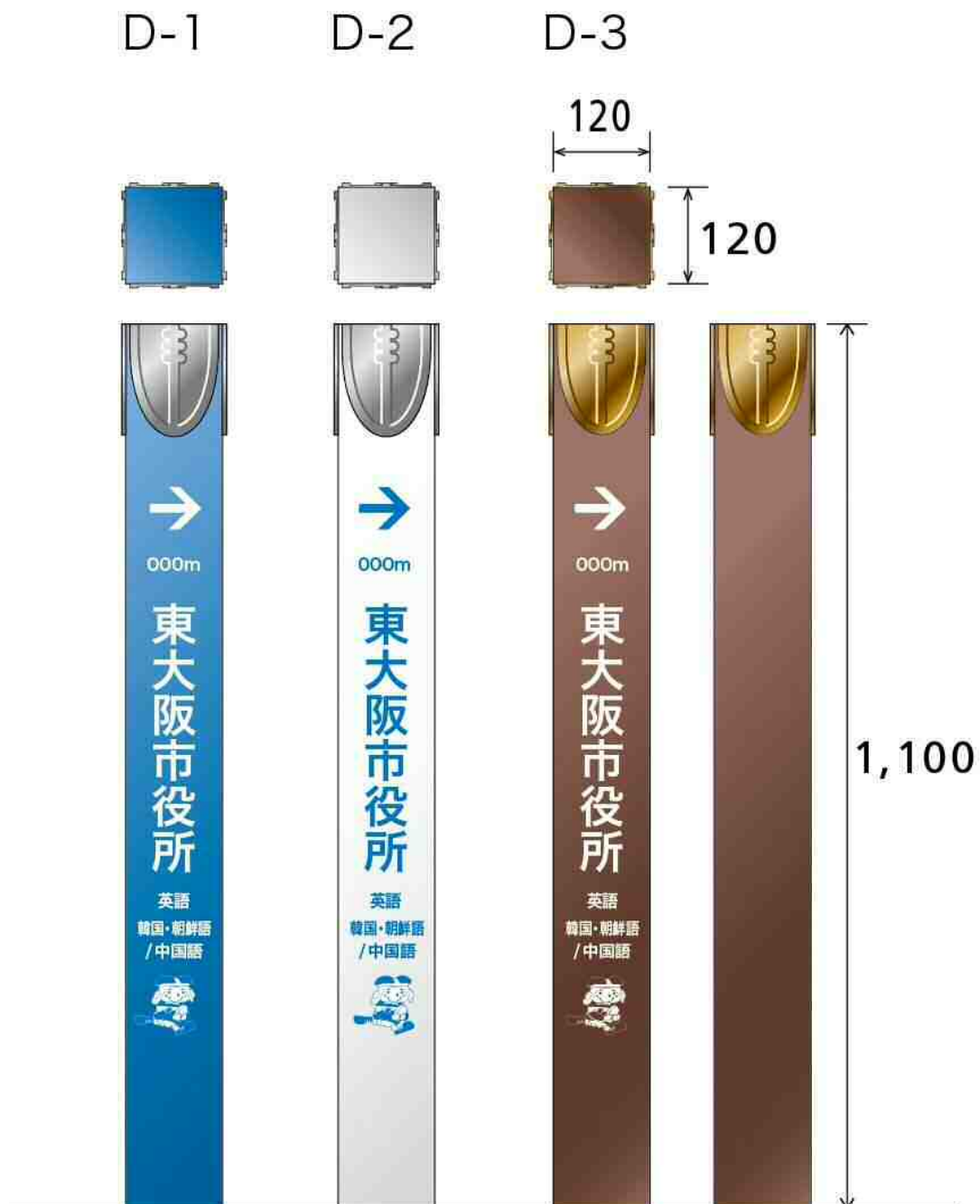


誘導サインD型 (D-1、D-2、D-3)

周囲の景観に配慮し、3種類（3色）のD型誘導サインから選択する。誘導サインD型には、「走るトライくん」のイラストを入れる。

誘導サインD型のデザインは、四角柱の上部に四面ともラグビーボールをイメージした、金色または銀色のレリーフまたはイラストが入った形状とする。

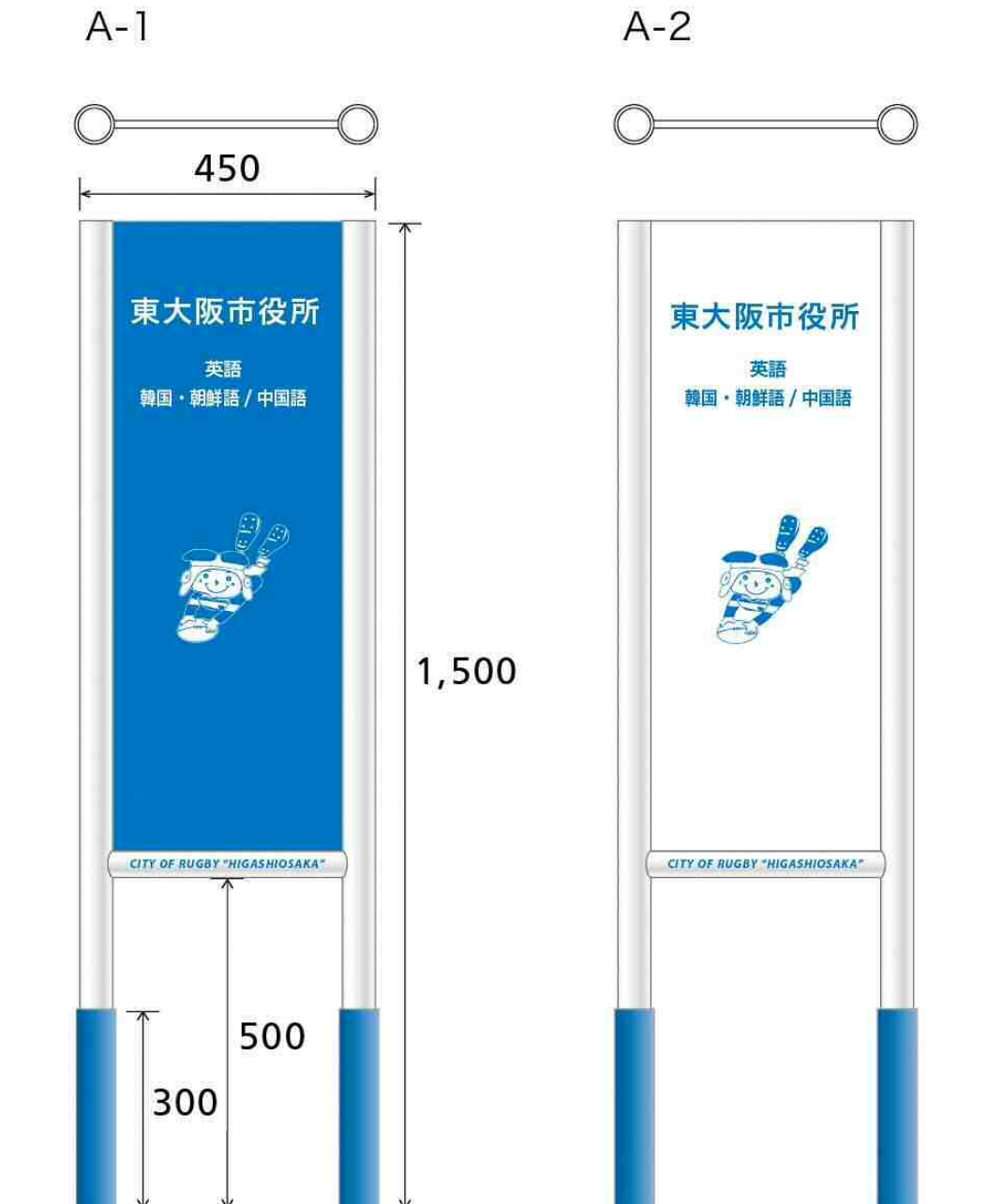
D-1：青色 D-2：白色 D-3：こげ茶色



記名サイン A 型 (A-1、A-2)

記名サイン A 型は、周囲との景観に配慮し、背景色を青色または白色から選択する。

記名サイン A 型には、「トライするトライくん」のイラストを入れる。



説明サイン

説明サインは、周囲の景観に調和したものとする。

第4節 ピクトグラムについて

ピクトグラムは、情報を図で表すことで、文字による公共サインの表示を補完する役割をするものです。案内サインの地図、凡例、誘導サインにおいて使用します。

公共サインに使用するピクトグラムのデザインは、JIS (Z8210) 案内用図記号に準ずることを基本とします。ここに該当しない施設のピクトグラムは、東大阪市独自のデザインを使用することとします。

【東大阪市独自のピクトグラムを使用する公共施設】

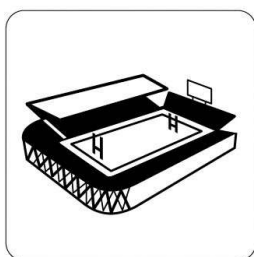
東大阪市花園ラグビー場、東大阪市立児童文化スポーツセンター ドリーム 21、東大阪市図書館、行政サービスを提供している施設、「障害者」に関する行政サービスを提供している施設、「高齢者」に関する行政サービスを提供している施設、「福祉」に関する行政サービスを提供している施設、「保健」に関する行政サービスを提供している施設、「緑化」に関する行政サービスを提供している施設、「消費生活」に関する相談ができる施設、会議室のある施設（市民プラザ、ユトリート東大阪など）、消防署、上下水道局。

視認性・判読性を高めたものとなるよう、色の反転を行うなどの工夫を行うことを推奨します。

案内用図記号



東大阪市で独自に使用するピクトグラム



東大阪市花園ラグビー場



東大阪市立児童文化
スポーツセンター
ドリーム21



東大阪市立図書館



行政サービスを
提供している施設



「障害者」に関する
行政サービスを
提供している施設



「高齢者」に関する
行政サービスを
提供している施設



「福祉」に関する
行政サービスを
提供している施設



「保健」に関する
行政サービスを
提供している施設



「緑化」に関する
行政サービスを
提供している施設



「消費生活」に関する相談が
できる施設



会議室のある施設
(市民プラザ、ユトリート東大阪など)



消防署



上下水道局

第4章 公共サインのメンテナンスと管理

第1節 公共サインの構造

公共サインはサイン本体部分の破損等に対して補修ができるように、また経費を抑える意味でも下記のことを考慮した構造にする必要があります。

- ・できるだけ本体の構造をユニット化する。
- ・耐久性、汎用性のある素材を選定する。
- ・改修、メンテナンスのしやすい構造とする。

第2節 メンテナンスと管理

公共サインの設置後には、定期的なメンテナンスや管理が必要となってきます。原則公共サインの設置課が管理およびメンテナンスを行うこととします。管理およびメンテナンスの際には、特に以下の三点が重要となってきます。

第一に「**安全性**」を確保するということです。

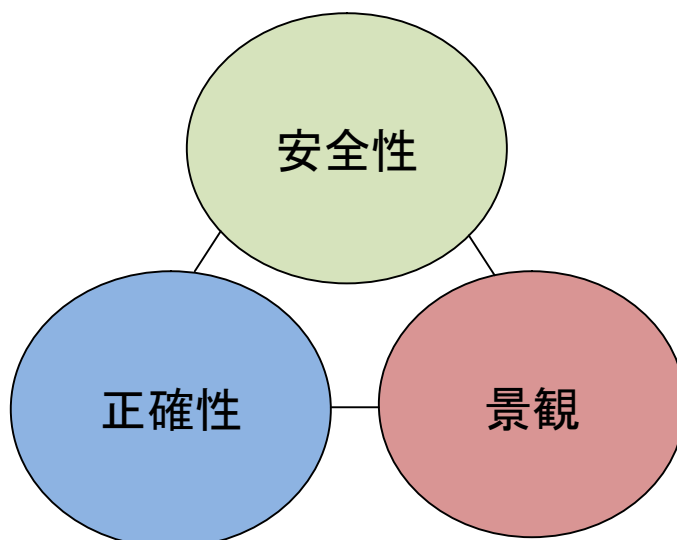
特に、誘導サインは、歩行者の安全を確保するため、経年劣化に十分注意し、定期的な点検が不可欠です。

第二に「**正確性**」を保つということ です。

特に案内サインの地図の情報においては、古い情報を放置せず、最新情報に切り替えていく必要があります。

第三に「**景観**」に配慮するということです。

破損や汚れ、色落ちなどは、周囲の景観を損なう恐れがあるため、定期的な点検に努め、できるだけ早期に補修をしていくことが重要となります。

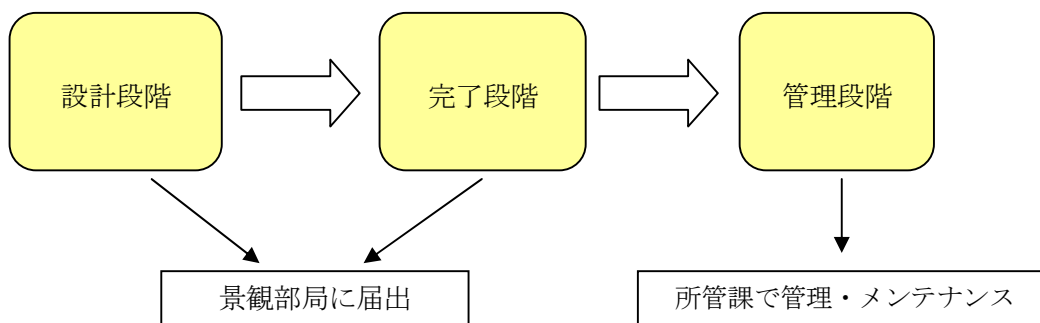


第5章 公共サインの周知と推進

第1節 公共サインの統一

公共サインは、街並みを構成する要素の一つであり、統一感が重要となります。そのため、本ガイドラインのサインデザインに規定するものを設置する必要があります。(ただし、P2 第1章第3節に示した適用除外を除く。)

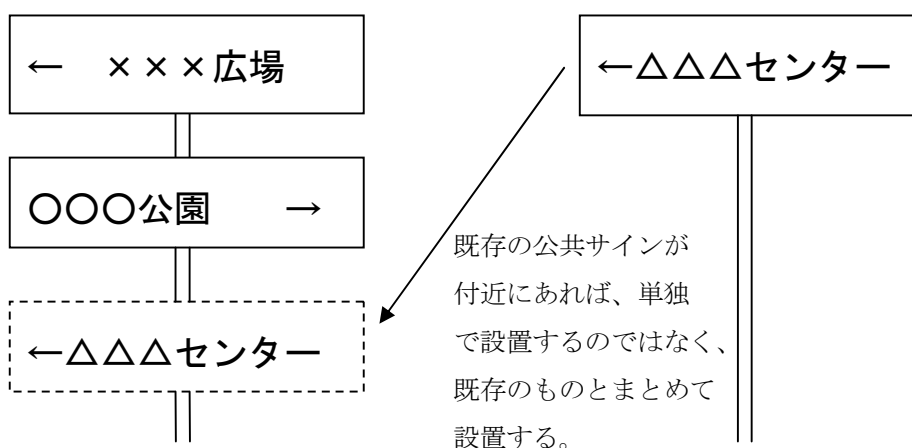
市が公共サインを設置または改修する際は、設計段階と完了段階において、本ガイドラインの基準に適合していることを確認できる書類を景観部局に届出してください。(デジタルで表示されるもの、車両を対象に設置するものについてはガイドラインの適用除外ではありますが、完了段階に届出をお願いします。)



第2節 公共サインを継続するために

公共サインを継続させるためには、設置後における管理、メンテナンスが重要となります。また、設置後に新たな情報を加える必要が出てくることも考えられます。

特に市が新たな施設を建設する場合、すべての公共サインを施設の所管課で整備するのではなく、既存の公共サインを活用できるものはサインの所管課と協議の上、活用をしていく必要があります。



市が新たに施設を建設する場合の公共サイン設置の考え方

☆駅等に設置している既存の案内サイン

→

案内サインや誘導サインの

☆道路の交差点にある既存の誘導サイン

→

所管課と協議し、公共サインを改修またはまとめて設置

☆誘導サイン（既存のものがない場合）

→

施設の所管課が設置

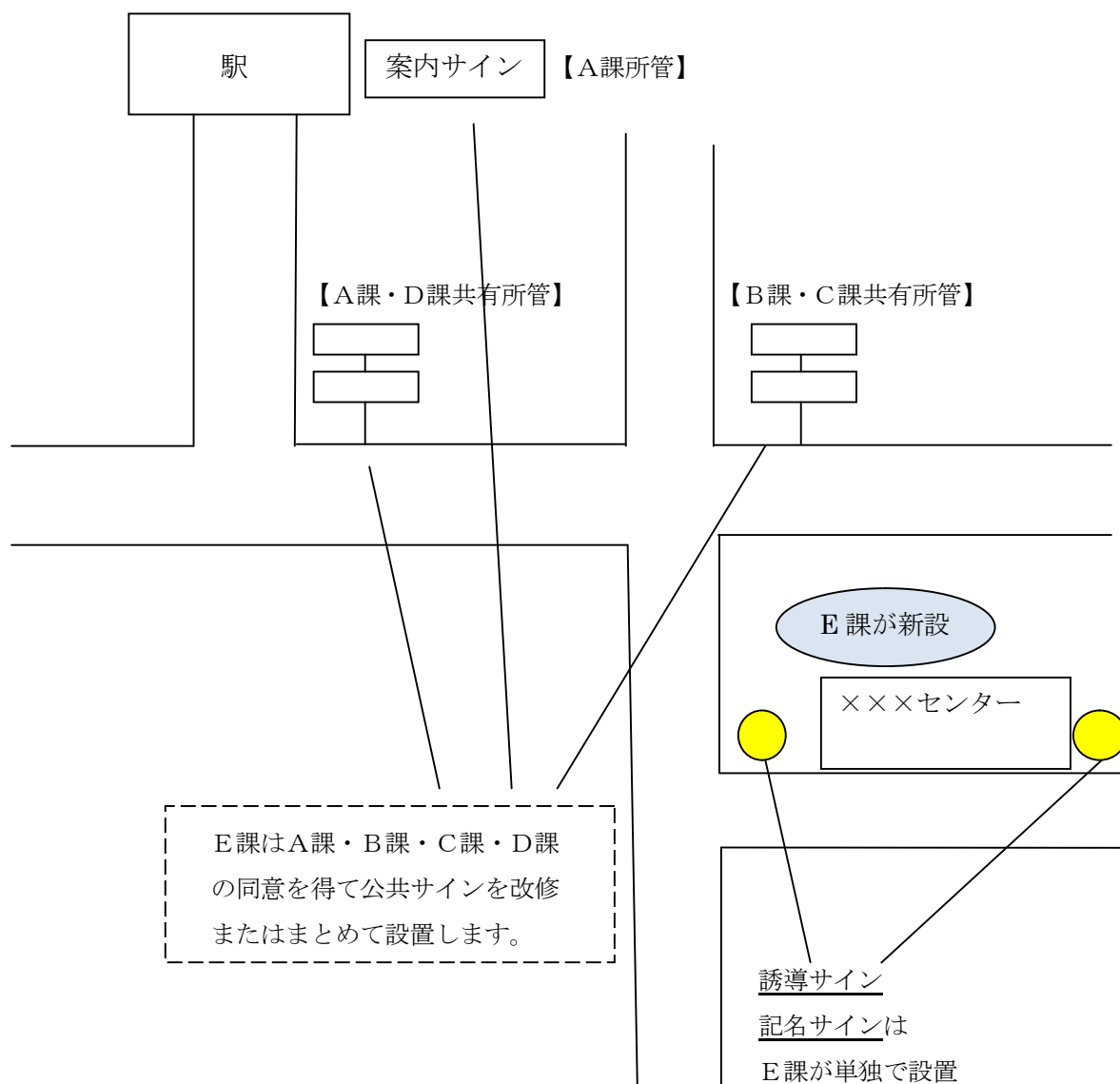
☆記名サイン

→

※占用手続き等は施設の所管課が行うものとします。

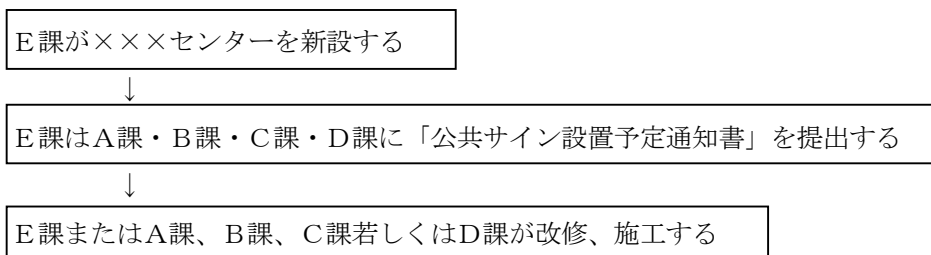
CASE

E課が×××センターを建設する場合

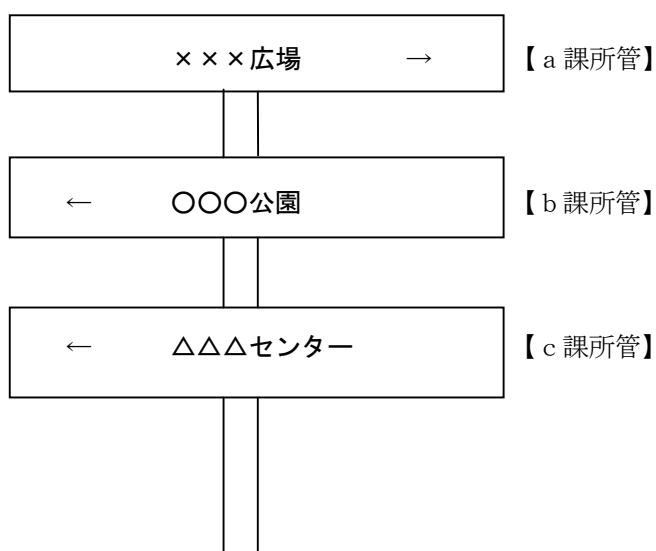


～事務の流れ～（所管が複数にわたる誘導サイン等の場合）

所管が複数にわたる誘導サイン等を改修またはまとめて設置する場合は、第5章第1節に定める届出に加えて以下に示す手続きを行う必要があります。



所管が複数にわたる誘導サインの管理・メンテナンス等の考え方



上記の公共サインについてはa課、b課、c課の「共有」ですが、原則、占用申請をしている課が管理・メンテナンスをしなければなりません（例えば、a課）。また、b課、c課についても日常点検を怠らず、a課と情報共有することが大切です。

なお、施設名称の変更等によるサインの更新については、所管課（例えば、○○○公園の名称変更に伴うものは、b課）が行うこととします。

さらに長期の管理になると、どこの所管が設置したサインかわからなくなる可能性があるため、新設するサインに所管を明記することも大切です。

また、複数の課が共有する公共サインの新設および更新についての考え方は別途要領に定めるものとします。

第3節 公共サインの利活用について

目的地まで迷うことなく到達するサイン本来の機能はもちろん、公共サインを利用するための周辺環境においても、ユニバーサルデザイン（できるだけ多くの人が利用可能であるデザイン）の考え方を取り入れることが重要です。

サインを付加する情報提供の事例紹介

（1）QRコードを利用した情報提供

近年、携帯端末の普及により情報提供手法として二次元バーコード（QRコード）（※1）が広く活用されています。いつでも、だれでも、どこからでも必要な情報が得られる点で、ユニバーサルデザインに通じるものです。



QRコードは、文字情報（施設の説明文やウェブサイトのアドレス、連絡先など）や画像情報（施設の写真や地図など）を扱うことができ、公共サインに付加することで、より多くの情報を利用者に届けることができます（ただし、QRコードが扱うことができる情報量には制限があります）。

（※1）1994年にデンソーが開発した二次元コードの一種。白と黒の格子状のパターン化されたバーコードにより情報を表します。QRは“Quick Response”に由来し、日本では最も普及している二次元コードといえます。2012年に「グッドデザイン賞」を受賞（産業領域のためのメディア部門）。

東大阪市公共サインガイドライン

発 行

平成28年5月
(平成29年6月改訂)

編 集

東大阪市建設局都市整備部みどり景観課

〒577-8521 大阪府東大阪市荒本北一丁目1番1号
TEL：06-4309-3227
FAX：06-4309-3831

このガイドラインは、東大阪市が平成27年度、平成28年度に行った地域研究助成金活用事業における「東大阪らしい公共サインのあり方について」、「わかりやすいピクトグラム(図記号)のデザインについて」の研究のなかで、大阪樟蔭女子大学 学芸学部化粧ファッション学科 准教授 森優子先生と共に作成したものです。ありがとうございました。